

# 有期雇用労働者が小樽一般労組に加入 事業所閉鎖に伴う退職条件を解決

小樽一般労組に相談に訪れた有期雇用労働者の退職条件についての要求で団体交渉をおこない解決しました。10月14日に小樽市の銭函ディサービスセンターで働く有期雇用労働者2人が「10月末で閉鎖となるので退職届の提出が求められている。退職条件は1か月分の慰労金と年休買い上げというが納得できない」と相談にきました。組合に加入して、運営母体である小樽市社会福祉協議会に団体交渉を申し入れ「①退職届を提出する理由の説明②契約期間満了までの賃金の支払い③非正規にも退職金の支払い④寒冷地手当と年末一時金の支払い」の4つの要求について話し合い解決を求めました。10月25日に開かれた団体交渉で組合から、退職届の提出は不要なこと、有期労働者から仕事を奪う際には雇用期間満了日までの賃金補償が求められること、職場の閉鎖による処遇について労働者への周知が不十分な点を指摘するとともに、2人の組合員から職場の実態や労働者の思いが述べられました。

団体交渉に応じた小樽市社会福祉協議会の事務局長は「事業所の閉鎖にともなう職員への対応が勉強不足だった。丁寧な説明ができていなかった」と手続きの不十分さを認め、慰労金の引き上げなどを検討し「会長に確認を受けて支払い水準など内容を組合側に伝え、組合員から了承が得られた時には28日に急遽おこなわれる臨時理事会で承認を受けたい」と解決にむけての方向が示されました。あわせて慰労金は失職する全ての職員に同じ水準で支払うことと、離職票は会社都合による退職と記載することを確認し団体交渉を終えました。当事者から、何ら詳しい説明もない中でおこなわれた「退職届」の強要に対して職場から疑問と怒りが沸き起きていることや利用者を第一に考えて業務に専念してきた思い、納得できる水準で解決することを求めたことで、退職条件の再考を引き出すことができました。28日の理事会で懸案事項だった慰労金について3か月分を支払うことが確認され、有給休暇の残日数を買取り、離職票には会社都合退職と記載、全ての職員に同一の対応をおこなうことを受けて、組合員が納得する形で事業所閉鎖に伴う退職について応諾を伝え終結しました。

小樽一般労組に相談し、迅速な対応で団体交渉の開催と解決にむけての申し入れがおこなわれ、話し合うことから解決できました。仕事を奪われる労働者が地域の労働組合に相談し、泣き寝入りはしたくないという強い思いが解決にむけた大きな力になりましたし、ローカルユニオンの底力を改めて示すことができました。

(道本部執行委員・竹田吉宏)

## 函館運送支部・燃料手当妥結

函館運送支部は10月5日に燃料手当について妥結しました。支給額は、函館・本採用・世帯主が130,000円、準世帯主は86,670円、独身は43,340円、札幌・本採用・世帯主は144,460円など(いずれも前年同額)で、函館・臨時従業員・世帯主65,000円、函館・60歳嘱託・世帯主43,340円についても前年同額です。

## 小樽一般労組光合金支部が年末一時金要求

小樽一般労組光合金支部は10月27日に年末一時金要求書を提出しました。要求は「2.0か月分」です。